

地域応援プラン 買取特約事項

この書面は、太陽光発電設備からの電力買取契約約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき当社と買取契約を締結するお客さまと当社との間の特約事項を定めたものです。この書面において、本約款と異なる内容が記載されている場合はこの書面の内容が優先されるものとし、この書面に記載のない事項およびこの書面で用いる用語（この書面で別途定める場合を除きます。）については、本約款によるものといたします。この書面および本約款の内容を十分ご理解の上、お申込みください。なお、本約款については、当社ホームページ等よりご確認ください。

■ 買取対価および提供方法（本約款9(5)、12)

当社は、お客さまに対し、発電余剰電力の買取対価として、現金に替えて、次の買取単価に買電量を乗じた丸紅特産品ポイントを提供します。

* 買取対価は発電余剰電力に係る非化石価値等の対価に相当する額および消費税等相当額を含むものとします。

地域応援プラン 買取単価
10.0 丸紅特産品ポイント/kWh

- ① 丸紅特産品ポイントは、毎月、検針日または計量日の約10日後に付与いたします。
- ② 丸紅特産品ポイントの確認・使用にあたっては株式会社トラストバンクが提供するふるさとエネルギーチョイス「えねちょ」<http://www.energy-choice.jp> のマイページにてお手続きが必要です。（ログインID及びパスワードは、地域応援プランへのお申込み後、株式会社トラストバンクよりメールにてご案内いたします。）
- ③ 丸紅特産品ポイントの有効期限は付与日から**6ヶ月間**となります。有効期限を過ぎた丸紅特産品ポイントは失効しますので、ご注意ください。

■ 買取単価の変更（本約款9(2)、(3)、(4)

- ① 当社は需給状況等に応じて、買取単価を変更する場合があります。この場合には、変更後の買取単価の適用開始日の1ヶ月前までに変更後の買取単価および適用開始日を、当社が適切と判断した方法により周知することとします。
- ② 発電者は、変更後の買取単価を承諾しない場合は、変更後の買取単価の適用開始日の14日前までに、当社に対して解約を通知することで買取契約を解約することができます。この場合には、買取契約は本約款および買取特約事項の各規定にかかわらず、変更後の買取単価の適用開始日の前日をもって終了するものとします。この場合、当社および発電者は、互いに本項による中途解約に伴う損害賠償義務および補償義務等を負わないものとします。
- ③ ②に定める期限までに、発電者から解約の通知がない場合は、発電者は変更後の買取単価を承諾したものとみなし、変更後の買取単価の適用開始日より新たな買取単価を適用します。

■ 買取対価の適用開始日（本約款 10）

買取開始日または 2019 年 12 月の検針日のいずれか遅い日

■ 契約期間（本約款 7(2)）

- ① 契約期間は、原則として買取開始日から 1 年後の検針日または計量日の前日までといたします。
- ② 契約期間満了の日の 1 ヶ月前までに発電者または当社から買取契約終了の申出がない場合、買取契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

■ 買取契約の申し込み（本約款 6）

地域応援プランへのお申し込みは先着 1,000 名様のご契約上限に達し次第、受付を終了させていただきます。

2020 年 1 月 20 日実施

丸紅ソーラートレーディング株式会社